



福祉医療費受給者証の 更新に関するお知らせ

重度心身障害者医療費助成制度

【問い合わせ先】 高齢障害課 (82-1170)

受給者証の有効期限は、6月30日です。7月1日以降も制度の対象となる人には申請書を郵送しますので、6月30日までに更新手続きをしてください。ただし、「後期高齢者医療適用」と記載された受給者証を持っている人で、引き続き対象となることが確認できる人については、新しい受給者証を送付しますので、更新手続きは必要ありません。

《持参するもの》

更新申請書、障害の程度を証明するもの(障害者手帳等)、健康保険証、印判

《申請場所》

- 小野田地区にお住まいの人 ▷ 高齢障害課
- 厚狭・出合・厚陽校区にお住まいの人
▷ 総合事務所市民窓口課
- 埴生・津布田校区にお住まいの人 ▷ 埴生支所

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、7月1日から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度

【問い合わせ先】 こども福祉課 (82-1175)

■ 乳幼児医療費助成制度

現在、乳幼児医療費受給者証を持っている人で、乳幼児の父母の平成23年度市民税所得割(税額控除前)合計額が136,700円以下であることが確認できる人は、自動更新処理を行い、7月下旬に新しい受給者証を送付しますので、更新手続きは必要ありません。

なお、所得要件に該当しなかった人には、非該当通知を送付します。

《お願い》

健康保険証に変更があった場合は届出が必要です。忘れずに手続きをしてください。

■ ひとり親家庭医療費助成制度

市民税所得割額非課税の世帯で、18歳未満の児童がいるひとり親家庭の母・父および児童が対象です。現在受給者証を持っている人は、6月30日までに更新手続きをしてください。

《持参するもの》

更新申請書、福祉医療費受給者証(持っている人)、健康保険証、印判

《申請場所》

こども福祉課、総合事務所市民窓口課、埴生支所



現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、8月1日から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。